

(第36号議案)

中野区国民健康保険条例の一部を改正する条例について

1 改正内容

(1) 保険料率等を次のとおり改める。

①基礎賦課分

○所得割率 100分の7.13を100分の7.58に改正する。

○均等割額 36,600円を40,200円に改正する。

②後期高齢者支援金等賦課分

○所得割率 100分の2.41を100分の2.36に改正する。

○均等割額 12,000円を12,300円に改正する。

③介護納付金賦課分

○所得割率 100分の2.18を100分の2.17に改正する。

○均等割額 18,600円を17,700円に改正する。

○所得割の賦課割合 100分の53 を 100分の54 に改正する。

○均等割の賦課割合 100分の47 を 100分の46 に改正する。

(2) 低所得者の保険料を減額する額を次のとおり改める。

①第1号該当(7割軽減)

○基礎賦課額に係る均等割額

25,620円を28,140円に改正する。

○後期高齢者支援金等賦課額に係る均等割額

8,400円を8,610円に改正する。

○介護納付金賦課額に係る均等割額

13,020円を12,390円に改正する。

②第2号該当(5割軽減)

○基礎賦課額に係る均等割額

18,300円を20,100円に改正する。

○後期高齢者支援金等賦課額に係る均等割額  
6,000円を6,150円に改正する。

○介護納付金賦課額に係る均等割額  
9,300円を8,850円に改正する。

③第3号該当（2割軽減）

○基礎賦課額に係る均等割額  
7,320円を8,040円に改正する。

○後期高齢者支援金等賦課額に係る均等割額  
2,400円を2,460円に改正する。

○介護納付金賦課額に係る均等割額  
3,720円を3,540円に改正する。

(3) 未就学児の保険料を減額する額を次のとおり定める。

①第1号該当（基礎賦課額）

- 7割軽減対象世帯に係る均等割額 6,030円
- 5割軽減対象世帯に係る均等割額 10,050円
- 2割軽減対象世帯に係る均等割額 16,080円
- 7割, 5割, 2割軽減対象世帯以外の世帯に係る均等割額 20,100円

②第2号該当（後期高齢者支援金等賦課額）

- 7割軽減対象世帯に係る均等割額 1,845円
- 5割軽減対象世帯に係る均等割額 3,075円
- 2割軽減対象世帯に係る均等割額 4,920円
- 7割, 5割, 2割軽減対象世帯以外の世帯に係る均等割額 6,150円

(4) 賦課限度額を次のとおり改める。

- 基礎賦課限度額 63万円 を 65万円 に改正する。
- 後期高齢者支援金等賦課限度額 19万円 を 20万円 に改正する。

(5) 国民健康保険法施行令の改正に伴い規定を整備する。

- 第19条の2関係

(6) 民法の改正に伴い規定を整備する。

○第12条第1項

(7) 国民健康保険法の改正に伴い規定を整備する。

○第14条の3・第15条の9関係

## 2 改正理由

(1) 賦課総額を見直したため、基礎賦課分、後期高齢者支援金等賦課分及び介護納付金賦課分の保険料率等を改正する。

(2) 基礎賦課分、後期高齢者支援金等賦課分及び介護納付金賦課分に係る均等割額改正に伴い、保険料を減額する額を改正する。

(3) 未就学児の均等割額の5割軽減創設に伴い、保険料を減額する額を定める。

(4) 国民健康保険法施行令の改正による、基礎賦課限度額及び後期高齢者支援金等賦課限度額の引上げに伴い、改正する。

(5) 民法の改正による成人年齢の引き下げに伴い、改正する。

(6) 国民健康保険法の改正に伴い、一般被保険者に係る基礎賦課総額及び後期高齢者支援金等賦課総額の算定に関する規定を改正する。

## 3 その他資料

別紙「中野区国民健康保険条例新旧対照表」

参考資料1「令和4年度国民健康保険料率の算出について」

参考資料2「国民健康保険モデル世帯の保険料前年度比較」

## 4 実施時期

令和4年4月1日から施行する。

中野区国民健康保険条例新旧対照表

改正案	現行
<p>目次 (略)</p> <p>第1章～第3章 (略)</p> <p>第4章 保険給付</p> <p>第5条～第11条 (略)</p> <p>(結核・精神医療給付金)</p> <p>第12条 結核医療給付金は、被保険者が感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)第37条の2第1項(同法第64条第1項の規定により読み替えられる場合を含む。)の規定による負担において医療に関する給付を受ける場合であつて、次の各号に掲げる被保険者の区分に応じ、当該各号に定める者が、第3項の規定による申請のあつた月の属する年度(結核医療給付金の申請のあつた月が4月又は5月の場合にあつては、前年度)分の特別区民税(市町村民税を含むものとし、地方税法(昭和25年法律第226号)第328条の規定によつて課する所得割を除く。以下この条において同じ。)が課されない者(条例の定めるところにより当該特別区民税を免除された者を含む。)である場合に支給する。</p> <p>(1) <u>18歳</u>以上の被保険者 当該被保険者</p> <p>(2) <u>18歳未</u>満の被保険者 当該被保険者の世帯の世帯主</p> <p>2～6 (略)</p> <p>第5章 (略)</p> <p>第6章 保険料</p> <p>第14条・第14条の2 (略)</p> <p>(一般被保険者に係る基礎賦課総額)</p> <p>第14条の3 保険料の賦課額のうち一般被保険者(法附則第7条第1項に規定する退職被保険者等(以下「退職被保険者等」という。)以外の被保険者をいう。以下同じ。)に係る基礎賦課額(第19条の2及び第19条の4の規定により基礎賦課額を減額するものとした場合にあつては、そ</p>	<p>目次 (略)</p> <p>第1章～第3章 (略)</p> <p>第4章 保険給付</p> <p>第5条～第11条 (略)</p> <p>(結核・精神医療給付金)</p> <p>第12条 結核医療給付金は、被保険者が感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)第37条の2第1項(同法第64条第1項の規定により読み替えられる場合を含む。)の規定による負担において医療に関する給付を受ける場合であつて、次の各号に掲げる被保険者の区分に応じ、当該各号に定める者が、第3項の規定による申請のあつた月の属する年度(結核医療給付金の申請のあつた月が4月又は5月の場合にあつては、前年度)分の特別区民税(市町村民税を含むものとし、地方税法(昭和25年法律第226号)第328条の規定によつて課する所得割を除く。以下この条において同じ。)が課されない者(条例の定めるところにより当該特別区民税を免除された者を含む。)である場合に支給する。</p> <p>(1) <u>20歳</u>以上の被保険者 当該被保険者</p> <p>(2) <u>20歳未</u>満の被保険者 当該被保険者の世帯の世帯主</p> <p>2～6 (略)</p> <p>第5章 (略)</p> <p>第6章 保険料</p> <p>第14条・第14条の2 (略)</p> <p>(一般被保険者に係る基礎賦課総額)</p> <p>第14条の3 保険料の賦課額のうち一般被保険者(法附則第7条第1項に規定する退職被保険者等(以下「退職被保険者等」という。)以外の被保険者をいう。以下同じ。)に係る基礎賦課額(第19条の2の規定により基礎賦課額を減額するものとした場合にあつては、その減額することと</p>

の減額することとなる額を含む。)の総額(以下「基礎賦課総額」という。)は、第1号に掲げる額の見込額から第2号に掲げる額の見込額を控除した額を基準として算定した額とする。

(1) 当該年度における次に掲げる額の合算額

ア・イ (略)

ウ 法第81条の2第5項の財政安定化基金  
拠出金の納付に要する費用の額

エ 法第81条の2第10項第2号に規定す  
る財政安定化基金事業借入金の償還に要す  
る費用の額

オ・カ (略)

(2) 当該年度における次に掲げる額の合算額

ア～ウ (略)

エ その他区の国民健康保険に関する特別会  
計において負担する国民健康保険事業に要  
する費用(国民健康保険事業費納付金の納付  
に要する費用のうち都の国民健康保険に関  
する特別会計において負担する後期高齢者  
支援金等、病床転換支援金等及び介護納付金  
の納付に要する費用に充てる部分並びに国  
民健康保険の事務の執行に要する費用を除  
く。)のための収入(法附則第9条第1項の  
規定により読み替えられた法第72条の3  
第1項及び第72条の3の2第1項の規定  
による繰入金及び国民健康保険保険給付費  
等交付金(退職被保険者等の療養の給付等に  
要する費用に係るものに限る。)を除く。)の  
額

第14条の4～第15条の3 (略)

(一般被保険者に係る基礎賦課額の保険料率)

第15条の4 一般被保険者に係る基礎賦課額の  
保険料率は、次のとおりとする。

(1) 所得割 100分の7.58 (一般被保険者  
に係る基礎賦課総額の100分の60に相当  
する額を一般被保険者に係る賦課期日の属す  
る年の前年の所得に係る基礎控除後の総所得

なる額を含む。)の総額(以下「基礎賦課総額」という。)は、第1号に掲げる額の見込額から第2号に掲げる額の見込額を控除した額を基準として算定した額とする。

(1) 当該年度における次に掲げる額の合算額

ア・イ (略)

ウ 法第81条の2第4項の財政安定化基金  
拠出金の納付に要する費用の額

エ 法第81条の2第9項第2号に規定する  
財政安定化基金事業借入金の償還に要する  
費用の額

オ・カ (略)

(2) 当該年度における次に掲げる額の合算額

ア～ウ (略)

エ その他区の国民健康保険に関する特別会  
計において負担する国民健康保険事業に要  
する費用(国民健康保険事業費納付金の納付  
に要する費用のうち都の国民健康保険に関  
する特別会計において負担する後期高齢者  
支援金等、病床転換支援金等及び介護納付金  
の納付に要する費用に充てる部分並びに国  
民健康保険の事務の執行に要する費用を除  
く。)のための収入(法附則第9条第1項の  
規定により読み替えられた法第72条の3  
第1項の規定による繰入金及び国民健康保  
険保険給付費等交付金(退職被保険者等の療  
養の給付等に要する費用に係るものに限  
る。)を除く。)の額

第14条の4～第15条の3 (略)

(一般被保険者に係る基礎賦課額の保険料率)

第15条の4 一般被保険者に係る基礎賦課額の  
保険料率は、次のとおりとする。

(1) 所得割 100分の7.13 (一般被保険者  
に係る基礎賦課総額の100分の60に相当  
する額を一般被保険者に係る賦課期日の属す  
る年の前年の所得に係る基礎控除後の総所得

金額等の見込額（法施行令第29条の7第2項第4号ただし書に規定する場合にあつては、国民健康保険法施行規則（昭和33年厚生省令第53号。以下「省令」という。）第32条の9に規定する方法により補正された後の金額）の総額で除して得た数）

- (2) 被保険者均等割 被保険者1人につき40,200円（一般被保険者に係る基礎賦課総額の100分の40に相当する額を当該年度の前年度及びその直前の2か年度の各年度における一般被保険者の数等を勘案して算定した数で除して得た額）

第15条の5～第15条の7（略）

（基礎賦課限度額）

第15条の8 第14条の4又は第15条の5の基礎賦課額（一般被保険者と退職被保険者等が同一の世帯に属する場合には、第14条の4の基礎賦課額及び第15条の5の基礎賦課額の合算額をいう。第19条、第19条の2及び第19条の4において同じ。）は、650,000円を超えることができない。

（一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課総額）

第15条の9 保険料の賦課額のうち一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課額（第19条の2及び第19条の4の規定により後期高齢者支援金等賦課額を減額するものとした場合にあつては、その減額することとなる額を含む。）の総額（以下「後期高齢者支援金等賦課総額」という。）は、第1号に掲げる額の見込額から第2号に掲げる額の見込額を控除した額を基準として算定した額とする。

(1)（略）

- (2) 当該年度における次に掲げる額の合算額

ア（略）

イ その他区の国民健康保険に関する特別会計において負担する国民健康保険事業に要する費用（国民健康保険事業費納付金の納付

金額等の見込額（法施行令第29条の7第2項第4号ただし書に規定する場合にあつては、国民健康保険法施行規則（昭和33年厚生省令第53号。以下「省令」という。）第32条の9に規定する方法により補正された後の金額）の総額で除して得た数）

- (2) 被保険者均等割 被保険者1人につき36,600円（一般被保険者に係る基礎賦課総額の100分の40に相当する額を当該年度の前年度及びその直前の2か年度の各年度における一般被保険者の数等を勘案して算定した数で除して得た額）

第15条の5～第15条の7（略）

（基礎賦課限度額）

第15条の8 第14条の4又は第15条の5の基礎賦課額（一般被保険者と退職被保険者等が同一の世帯に属する場合には、第14条の4の基礎賦課額及び第15条の5の基礎賦課額の合算額をいう。第19条及び第19条の2において同じ。）は、630,000円を超えることができない。

（一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課総額）

第15条の9 保険料の賦課額のうち一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課額（第19条の2の規定により後期高齢者支援金等賦課額を減額するものとした場合にあつては、その減額することとなる額を含む。）の総額（以下「後期高齢者支援金等賦課総額」という。）は、第1号に掲げる額の見込額から第2号に掲げる額の見込額を控除した額を基準として算定した額とする。

(1)（略）

- (2) 当該年度における次に掲げる額の合算額

ア（略）

イ その他区の国民健康保険に関する特別会計において負担する国民健康保険事業に要する費用（国民健康保険事業費納付金の納付

に要する費用に限る。)のための収入(法附則第9条第1項の規定により読み替えられた法第72条の3第1項及び第72条の3の2第1項の規定による繰入金を除く。)の額

第15条の10・第15条の11 (略)

(一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課額の保険料率)

第15条の12 一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課額の保険料率は、次のとおりとする。

- (1) 所得割 100分の2.36 (一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課総額の100分の60に相当する額を一般被保険者に係る賦課期日の属する年の前年の所得に係る基礎控除後の総所得金額等の見込額(法施行令第29条の7第3項第4号ただし書に規定する場合にあつては、省令第32条の9の2に規定する方法により補正された後の金額)の総額で除して得た数)
- (2) 被保険者均等割 被保険者1人につき12,300円 (一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課総額の100分の40に相当する額を当該年度の前年度及びその直前の2か年度の各年度における一般被保険者の数等を勘案して算定した数で除して得た額)

第15条の13～第15条の15 (略)

(後期高齢者支援金等賦課限度額)

第15条の16 第15条の10又は第15条の13の後期高齢者支援金等賦課額(一般被保険者と退職被保険者等が同一の世帯に属する場合には、第15条の10の後期高齢者支援金等賦課額及び第15条の13の後期高齢者支援金等賦課額の合算額をいう。第19条、第19条の2及び第19条の4において同じ。)は、200,000円を超えることができない。

第16条～第16条の3 (略)

(介護納付金賦課額の保険料率)

に要する費用に限る。)のための収入(法附則第9条第1項の規定により読み替えられた法第72条の3第1項の規定による繰入金を除く。)の額

第15条の10・第15条の11 (略)

(一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課額の保険料率)

第15条の12 一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課額の保険料率は、次のとおりとする。

- (1) 所得割 100分の2.41 (一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課総額の100分の60に相当する額を一般被保険者に係る賦課期日の属する年の前年の所得に係る基礎控除後の総所得金額等の見込額(法施行令第29条の7第3項第4号ただし書に規定する場合にあつては、省令第32条の9の2に規定する方法により補正された後の金額)の総額で除して得た数)
- (2) 被保険者均等割 被保険者1人につき12,000円 (一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課総額の100分の40に相当する額を当該年度の前年度及びその直前の2か年度の各年度における一般被保険者の数等を勘案して算定した数で除して得た額)

第15条の13～第15条の15 (略)

(後期高齢者支援金等賦課限度額)

第15条の16 第15条の10又は第15条の13の後期高齢者支援金等賦課額(一般被保険者と退職被保険者等が同一の世帯に属する場合には、第15条の10の後期高齢者支援金等賦課額及び第15条の13の後期高齢者支援金等賦課額の合算額をいう。第19条及び第19条の2において同じ。)は、190,000円を超えることができない。

第16条～第16条の3 (略)

(介護納付金賦課額の保険料率)

第16条の4 介護納付金賦課被保険者に係る介護納付金賦課額の保険料率は、次のとおりとする。

- (1) 所得割 100分の2.17 (介護納付金賦課総額の100分の5.4に相当する額を介護納付金賦課被保険者に係る賦課期日の属する年の前年の所得に係る基礎控除後の総所得金額等の見込額(法施行令第29条の7第4項第4号ただし書に規定する場合にあつては、省令第32条の10に規定する方法により補正された後の金額)の総額で除して得た数)
- (2) 被保険者均等割 被保険者1人につき17,700円 (介護納付金賦課総額の100分の4.6に相当する額を当該年度の前年度及びその直前の2か年度の各年度における介護納付金賦課被保険者の数等を勘案して算定した数で除して得た額)

第16条の5～第18条の2 (略)

(賦課期日後において納付義務の発生、消滅又は被保険者数の異動等があつた場合)

第19条 保険料の賦課期日後に、納付義務が発生し、又は1世帯に属する被保険者数が増加し、若しくは減少し、若しくは1世帯に属する被保険者が介護納付金賦課被保険者若しくは法施行令第29条の7の2第2項に規定する特例対象被保険者等(以下「特例対象被保険者等」という。)となり、若しくは1世帯に属する被保険者が介護納付金賦課被保険者でなくなつた場合における当該納付義務者に係る第14条の4若しくは第15条の5の基礎賦課額、第15条の10若しくは第15条の13の後期高齢者支援金等賦課額、第16条の2の介護納付金賦課額又は次条各号に定める額若しくは第19条の4各号に定める額の算定は、それぞれ、その納付義務が発生した日又は1世帯に属する被保険者数が増加し、若しくは減少した日(法第6条第1号から第8号までの規定のいずれかに該当したことにより被保険者数が減少した場合においてはその減少した日

第16条の4 介護納付金賦課被保険者に係る介護納付金賦課額の保険料率は、次のとおりとする。

- (1) 所得割 100分の2.18 (介護納付金賦課総額の100分の5.3に相当する額を介護納付金賦課被保険者に係る賦課期日の属する年の前年の所得に係る基礎控除後の総所得金額等の見込額(法施行令第29条の7第4項第4号ただし書に規定する場合にあつては、省令第32条の10に規定する方法により補正された後の金額)の総額で除して得た数)
- (2) 被保険者均等割 被保険者1人につき18,600円 (介護納付金賦課総額の100分の4.7に相当する額を当該年度の前年度及びその直前の2か年度の各年度における介護納付金賦課被保険者の数等を勘案して算定した数で除して得た額)

第16条の5～第18条の2 (略)

(賦課期日後において納付義務の発生、消滅又は被保険者数の異動等があつた場合)

第19条 保険料の賦課期日後に、納付義務が発生し、又は1世帯に属する被保険者数が増加し、若しくは減少し、若しくは1世帯に属する被保険者が介護納付金賦課被保険者若しくは法施行令第29条の7の2第2項に規定する特例対象被保険者等(以下「特例対象被保険者等」という。)となり、若しくは1世帯に属する被保険者が介護納付金賦課被保険者でなくなつた場合における当該納付義務者に係る第14条の4若しくは第15条の5の基礎賦課額、第15条の10若しくは第15条の13の後期高齢者支援金等賦課額、第16条の2の介護納付金賦課額又は次条各号に定める額の算定は、それぞれ、その納付義務が発生した日又は1世帯に属する被保険者数が増加し、若しくは減少した日(法第6条第1号から第8号までの規定のいずれかに該当したことにより被保険者数が減少した場合においてはその減少した日が月の初日であるときに限り、その前



が月の初日であるときに限り、その前日とする。)若しくは1世帯に属する被保険者が介護納付金賦課被保険者若しくは特例対象被保険者等となつた日若しくは1世帯に属する被保険者が介護納付金賦課被保険者でなくなつた日の属する月から、月割をもつて行う。

2 保険料の賦課期日後に、納付義務が消滅した場合における当該納付義務者に係る第14条の4若しくは第15条の5の基礎賦課額、第15条の10若しくは第15条の13の後期高齢者支援金等賦課額、第16条の2の介護納付金賦課額又は次条各号に定める額若しくは第19条の4各号に定める額の算定は、その納付義務が消滅した日(法第6条第1号から第8号までの規定のいずれかに該当したことにより納付義務が消滅した場合においては、その消滅した日が月の初日であるときに限り、その前日とする。)の属する月の前月まで、月割をもつて行う。

### 3・4 (略)

#### (低所得者の保険料の減額)

第19条の2 次の各号に該当する納付義務者に対して課する保険料の額は、第14条の4又は第15条の5の基礎賦課額から、それぞれ当該各号のアに定める額を減額して得た額(当該減額して得た額が650,000円を超える場合には650,000円)及び第15条の10又は第15条の13の後期高齢者支援金等賦課額から、それぞれ当該各号のイに定める額を減額して得た額(当該減額して得た額が200,000円を超える場合には200,000円)並びに第16条の2の介護納付金賦課額から、それぞれ当該各号のウに定める額を減額して得た額(当該減額して得た額が170,000円を超える場合には170,000円)の合算額とする。

(1) 世帯主並びに当該年度の保険料賦課期日(賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合には、その発生した日とする。)現在においてその世帯に属する被保険者及び特定同一世帯

日とする。)若しくは1世帯に属する被保険者が介護納付金賦課被保険者若しくは特例対象被保険者等となつた日若しくは1世帯に属する被保険者が介護納付金賦課被保険者でなくなつた日の属する月から、月割をもつて行う。

2 保険料の賦課期日後に、納付義務が消滅した場合における当該納付義務者に係る第14条の4若しくは第15条の5の基礎賦課額、第15条の10若しくは第15条の13の後期高齢者支援金等賦課額、第16条の2の介護納付金賦課額又は次条各号に定める額の算定は、その納付義務が消滅した日(法第6条第1号から第8号までの規定のいずれかに該当したことにより納付義務が消滅した場合においては、その消滅した日が月の初日であるときに限り、その前日とする。)の属する月の前月まで、月割をもつて行う。

### 3・4 (略)

#### (保険料の減額)

第19条の2 次の各号に該当する納付義務者に対して課する保険料の額は、第14条の4又は第15条の5の基礎賦課額から、それぞれ当該各号のアに定める額を減額して得た額(当該減額して得た額が630,000円を超える場合には630,000円)及び第15条の10又は第15条の13の後期高齢者支援金等賦課額から、それぞれ当該各号のイに定める額を減額して得た額(当該減額して得た額が190,000円を超える場合には190,000円)並びに第16条の2の介護納付金賦課額から、それぞれ当該各号のウに定める額を減額して得た額(当該減額して得た額が170,000円を超える場合には170,000円)の合算額とする。

(1) 世帯主並びに当該年度の保険料賦課期日(賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合には、その発生した日とする。)現在においてその世帯に属する被保険者及び特定同一世帯

所属者（法第6条第8号に該当したことにより被保険者の資格を喪失した者であつて、当該資格を喪失した日の前日以後継続して同一の世帯に属する者をいう。以下同じ。）につき、地方税法第314条の2第1項に規定する総所得金額（同法第317条の2第1項第2号に規定する青色専従者給与額又は同法第313条第5項に規定する事業専従者控除額については、同条第3項、第4項又は第5項の規定を適用せず、所得税法（昭和40年法律第33号）第57条第1項、第3項又は第4項の規定の例によらないものとし、地方税法第314条の2第1項に規定する山林所得金額及び他の所得と区分して計算される所得の金額（同法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額（同法附則第35条の2の6第11項又は第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、同法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額、同法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額、同法附則第35条第5項に規定する短期譲渡所得の金額、同法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額（同法附則第35条の3第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、同法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額（同法附則第35条の2の6第15項又は第35条の3第13項若しくは第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、同法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額（同法附則第35条の4の2第7項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、外国居住者等所得相互免除法第8条第2項に規定する特例適用利子等の額、同条第4項に規定する特例適用配当等の額、租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額及び同条第12項に規定する条約適用配当等の額をい

所属者（法第6条第8号に該当したことにより被保険者の資格を喪失した者であつて、当該資格を喪失した日の前日以後継続して同一の世帯に属する者をいう。以下同じ。）につき、地方税法第314条の2第1項に規定する総所得金額（同法第317条の2第1項第2号に規定する青色専従者給与額又は同法第313条第5項に規定する事業専従者控除額については、同条第3項、第4項又は第5項の規定を適用せず、所得税法（昭和40年法律第33号）第57条第1項、第3項又は第4項の規定の例によらないものとし、地方税法第314条の2第1項に規定する山林所得金額及び他の所得と区分して計算される所得の金額（同法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額（同法附則第35条の2の6第11項又は第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、同法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額、同法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額、同法附則第35条第5項に規定する短期譲渡所得の金額、同法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額（同法附則第35条の3第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、同法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額（同法附則第35条の2の6第15項又は第35条の3第13項若しくは第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、同法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額（同法附則第35条の4の2第7項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、外国居住者等所得相互免除法第8条第2項に規定する特例適用利子等の額、同条第4項に規定する特例適用配当等の額、租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額及び同条第12項に規定する条約適用配当等の額をい

う。以下この条において同じ。)の算定についても同様とする。以下この条において同じ。)及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額(世帯主並びに当該世帯主の世帯に属する被保険者及び特定同一世帯所属者(次号及び第3号において「世帯主等」という。)のうち給与所得を有する者(前年中に同条第1項に規定する総所得金額に係る所得税法第28条第1項に規定する給与所得について同条第3項に規定する給与所得控除額の控除を受けた者(同条第1項に規定する給与等の収入金額が550,000円を超える者に限る。))をいう。以下この号において同じ。)の数及び公的年金等に係る所得を有する者(前年中に地方税法第314条の2第1項に規定する総所得金額に係る所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額の控除を受けた者(年齢65歳未満の者にあつては当該公的年金等の収入金額が600,000円を超える者に限り、年齢65歳以上の者にあつては当該公的年金等の収入金額が1,100,000円を超える者に限る。))をいい、給与所得を有する者を除く。)の数の合計数(以下この号、次号及び第3号において「給与所得者等の数」という。)が2以上の場合にあつては、地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に100,000円を乗じて得た金額を加えた金額)を超えない世帯に係る保険料の納付義務者

ア 基礎賦課額に係る被保険者均等割額 被保険者1人について28,140円

イ 後期高齢者支援金等賦課額に係る被保険者均等割額 被保険者1人について8,610円

ウ 介護納付金賦課額に係る被保険者均等割額 被保険者1人について12,390円

う。以下この条において同じ。)の算定についても同様とする。以下この条において同じ。)及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額(世帯主並びに当該世帯主の世帯に属する被保険者及び特定同一世帯所属者(次号及び第3号において「世帯主等」という。)のうち給与所得を有する者(前年中に同条第1項に規定する総所得金額に係る所得税法第28条第1項に規定する給与所得について同条第3項に規定する給与所得控除額の控除を受けた者(同条第1項に規定する給与等の収入金額が550,000円を超える者に限る。))をいう。以下この号において同じ。)の数及び公的年金等に係る所得を有する者(前年中に地方税法第314条の2第1項に規定する総所得金額に係る所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額の控除を受けた者(年齢65歳未満の者にあつては当該公的年金等の収入金額が600,000円を超える者に限り、年齢65歳以上の者にあつては当該公的年金等の収入金額が1,100,000円を超える者に限る。))をいい、給与所得を有する者を除く。)の数の合計数(以下この号、次号及び第3号において「給与所得者等の数」という。)が2以上の場合にあつては、地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に100,000円を乗じて得た金額を加えた金額)を超えない世帯に係る保険料の納付義務者

ア 基礎賦課額に係る被保険者均等割額 被保険者1人について25,620円

イ 後期高齢者支援金等賦課額に係る被保険者均等割額 被保険者1人について8,400円

ウ 介護納付金賦課額に係る被保険者均等割額 被保険者1人について13,020円

(2) 前号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額（世帯主等のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、同号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に100,000円を乗じて得た金額を加えた金額）に、285,000円に当該年度の保険料賦課期日（賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合にはその発生した日とする。）現在においてその世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であつて前号に該当する者以外の者

ア 基礎賦課額に係る被保険者均等割額 被保険者1人について20,100円

イ 後期高齢者支援金等賦課額に係る被保険者均等割額 被保険者1人について6,150円

ウ 介護納付金賦課額に係る被保険者均等割額 被保険者1人について8,850円

(3) 第1号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額（世帯主等のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、同号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に100,000円を乗じて得た金額を加えた金額）に、520,000円に当該年度の保険料賦課期日（賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合にはその発生した日とする。）現在においてその世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であつて前2号に該当する者以外の者

ア 基礎賦課額に係る被保険者均等割額 被

(2) 前号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額（世帯主等のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、同号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に100,000円を乗じて得た金額を加えた金額）に、285,000円に当該年度の保険料賦課期日（賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合にはその発生した日とする。）現在においてその世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であつて前号に該当する者以外の者

ア 基礎賦課額に係る被保険者均等割額 被保険者1人について18,300円

イ 後期高齢者支援金等賦課額に係る被保険者均等割額 被保険者1人について6,000円

ウ 介護納付金賦課額に係る被保険者均等割額 被保険者1人について9,300円

(3) 第1号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額（世帯主等のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、同号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に100,000円を乗じて得た金額を加えた金額）に、520,000円に当該年度の保険料賦課期日（賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合にはその発生した日とする。）現在においてその世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であつて前2号に該当する者以外の者

ア 基礎賦課額に係る被保険者均等割額 被

保険者1人について8,040円

イ 後期高齢者支援金等賦課額に係る被保険者均等割額 被保険者1人について2,460円

ウ 介護納付金賦課額に係る被保険者均等割額 被保険者1人について3,540円

第19条の3 (略)

(未就学児の被保険者均等割額の減額)

第19条の4 当該年度において、納付義務者の属する世帯に6歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者（以下「未就学児」という。）がある場合における当該未就学児に係る当該年度分の被保険者均等割額（第19条の2に規定する金額を減額するものとした場合にあつては、その減額後の被保険者均等割額）は、当該被保険者均等割額から、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額とする。

(1) 基礎賦課額に係る被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児1人について次に定める額

ア 第19条の2第1号アに規定する金額を減額した世帯 6,030円

イ 第19条の2第2号アに規定する金額を減額した世帯 10,050円

ウ 第19条の2第3号アに規定する金額を減額した世帯 16,080円

エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 20,100円

(2) 後期高齢者支援金等賦課額に係る被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児1人について次に定める額

ア 第19条の2第1号イに規定する金額を減額した世帯 1,845円

イ 第19条の2第2号イに規定する金額を減額した世帯 3,075円

ウ 第19条の2第3号イに規定する金額を

保険者1人について7,320円

イ 後期高齢者支援金等賦課額に係る被保険者均等割額 被保険者1人について2,400円

ウ 介護納付金賦課額に係る被保険者均等割額 被保険者1人について3,720円

第19条の3 (略)

減額した世帯 4,920円

エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯

6,150円

第20条～第24条の4 (略)

第7章・第8章 (略)

附 則 (略)

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の第14条の3、第15条の4、第15条の8、第15条の9、第15条の12、第15条の16、第16条の4、第19条、第19条の2及び第19条の4の規定は、令和4年度以後の年度分の保険料について適用し、令和3年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

第20条～第24条の4 (略)

第7章・第8章 (略)

附 則 (略)

令和4年度国民健康保険料率の算出について

1 令和4年度保険料率等前年度比較

(単位：円)

保険料率等 (旧ただし書方式)		所得割率	均等割額	1人当たり保険 料額 ※1	賦課限度額 ※2
令和4年度	医療分(60:40)	7.58%	40,200	100,170	650,000
	支援分(60:40)	2.36%	12,300	30,531	200,000
	介護分(54:46)	2.17%	17,700	38,662	170,000
	計	12.11%	70,200	169,363	1,020,000
	対前年増減	0.39%	3,000	8,386	30,000
令和3年度	医療分(60:40)	7.13%	36,600	91,310	630,000
	支援分(60:40)	2.41%	12,000	30,187	190,000
	介護分(53:47)	2.18%	18,600	39,480	170,000
	計	11.72%	67,200	160,977	990,000

※1 一人当たり保険料額は、賦課総額÷被保険者数

※2 国民健康保険法施行令で決定(国)

2 令和4年度国民健康保険事業費納付金及び標準保険料率について

(単位：円)

事業費納付金		一般被保険者分			合計
		医療分	支援分	介護分	
		7,995,602,094	2,452,531,390	1,144,659,907	11,592,793,391
標準保険料率	所得割	8.45%	2.65%	2.64%	13.74%
	均等割	49,814	15,129	19,145	84,088

国民健康保険モデル世帯の保険料前年度比較

保険料率等 (旧ただし書方式)	令和4年度				令和3年度			
	医療分 (60:40)	支援金分 (60:40)	介護分 (54:46)	計	医療分 (60:40)	支援金分 (60:40)	介護分 (53:47)	計
所得割率	7.58%	2.36%	2.17%	12.11%	7.13%	2.41%	2.18%	11.72%
均等割額(円)	40,200	12,300	17,700	70,200	36,600	12,000	18,600	67,200
1人当たり保険料額(円)	100,170	30,531	38,662	169,363	91,310	30,187	39,480	160,977
賦課限度額(円)	650,000	200,000	170,000	1,020,000	630,000	190,000	170,000	990,000

※一人当たり保険料額は、賦課総額 ÷ 被保険者数

※均等割のみ世帯の収入上限は、年金収入153万円・給与収入98万円

①年金受給者(65歳以上)1人世帯【世帯主(65歳)のみ】 [単位:円]

年収	100万円	200万円	300万円	400万円	500万円	600万円	700万円
3年度区保険料 [a] (医療分+支援金分)	14,580	83,718	188,838	267,542	347,678	428,768	509,858
4年度 区保険料 [b] (医療分+支援金分)	15,750	88,718	198,618	280,623	364,119	448,609	533,099
前年度保険料との比較 [b] - [a]	1,170	5,000	9,780	13,081	16,441	19,841	23,241
均等割軽減割合対象	7割	2割					

②年金受給者(65歳以上)2人世帯【世帯主(65歳)+配偶者(65歳・収入なし)】 [単位:円]

年収	100万円	200万円	300万円	400万円	500万円	600万円	700万円
3年度区保険料 [a] (医療分+支援金分)	29,160	93,438	237,438	316,142	396,278	477,368	558,458
4年度 区保険料 [b] (医療分+支援金分)	31,500	99,218	251,118	333,123	416,619	501,109	585,599
前年度保険料との比較 [b] - [a]	2,340	5,780	13,680	16,981	20,341	23,741	27,141
均等割軽減割合対象	7割	5割					

③給与所得者(65歳未満)1人世帯【世帯主(40歳)のみ】 [単位:円]

年収	100万円	200万円	300万円	400万円	500万円	600万円	700万円
3年度区保険料 [a] (医療分+支援金分+介護分)	35,944	171,508	253,548	340,276	434,036	527,796	626,244
4年度 区保険料 [b] (医療分+支援金分+介護分)	37,522	177,979	262,749	352,363	449,243	546,123	647,847
前年度保険料との比較 [b] - [a]	1,578	6,471	9,201	12,087	15,207	18,327	21,603
均等割軽減割合対象	5割						

④給与所得者(65歳未満)4人世帯【世帯主(40歳)+配偶者(40歳・収入なし)+子2人(5歳・1歳・収入なし)】 [単位:円]

年収	100万円	200万円	300万円	400万円	500万円	600万円	700万円
3年度区保険料 [a] (医療分+支援金分+介護分)	118,144	220,108	371,628	504,676	598,436	692,196	790,644
4年度 区保険料 [b] (医療分+支援金分+介護分)	98,872	204,229	346,869	475,063	571,943	668,823	770,547
前年度保険料との比較 [b] - [a]	△ 19,272	△ 15,879	△ 24,759	△ 29,613	△ 26,493	△ 23,373	△ 20,097
均等割軽減割合対象	5割	5割	2割				

⑤給与所得者(65歳未満)4人世帯【世帯主(40歳)+配偶者(40歳・収入なし)+子2人(12歳・10歳・収入なし)】 [単位:円]

年収	100万円	200万円	300万円	400万円	500万円	600万円	700万円
3年度区保険料 [a] (医療分+支援金分+介護分)	118,144	220,108	371,628	504,676	598,436	692,196	790,644
4年度 区保険料 [b] (医療分+支援金分+介護分)	125,122	230,479	388,869	527,563	624,443	721,323	823,047
前年度保険料との比較 [b] - [a]	6,978	10,371	17,241	22,887	26,007	29,127	32,403
均等割軽減割合対象	5割	5割	2割				

※介護分は40～64歳の被保険者に適用される。